

内閣参質一七七第六八号

平成二十三年二月二十五日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西 岡 武 夫 殿

参議院議員山本香苗君提出「規制仕分け」実施に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本香苗君提出「規制仕分け」実施に関する質問に対する答弁書

一及び四から六までについて

行政刷新会議において実施することとしている「規制仕分け」（以下単に「規制仕分け」という。）については、「規制仕分け」の実施について」（平成二十三年一月二十日行政刷新会議了承）に示されているとおり、「現存する規制の現状や考え方を公開の場で明らかにしつつ、規制改革の方向性を国民に明確に示し、その実現の推進力となる国民的議論を巻き起こすことを目的とする」ものであり、公開の場で評価者と担当府省が議論するなど、事業仕分けの原則である外部性と公開性をいかして行うことを予定している。

また、行政刷新会議に設置された「規制・制度改革に関する分科会」（以下「分科会」という。）においては、「新成長戦略」（平成二十二年六月十八日閣議決定）や「新成長戦略実現に向けた三段構えの経済対策」（平成二十二年九月十日閣議決定）中の「日本を元気にする規制改革一〇〇」に盛り込まれた事項を含む規制・制度改革全般について、検討を行っているところである。

政府としては、分科会における審議や規制仕分けの評価結果も踏まえ、政府内の調整を経て、平成二十

三年三月に、新成長戦略の実現に資する規制・制度改革の方針を策定することとしている。

## 二及び三について

お尋ねの「評価基準」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、規制仕分けについては、「「規制仕分け」の実施について」に示された考え方に沿って、構造変化や技術革新、新たな政策課題の出現等時代の変化に即していない規制等の中から、公開の場で議論することで改革実現につながるものを対象項目として選定することとしており、こうした対象項目選定の考え方も踏まえて、議論が行われるものと認識している。また、対象項目数は、現時点では決まっていない。

## 七について

規制仕分けの評価者については、「「規制仕分け」の実施について」に示された考え方に沿って、規制・制度の在り方等に知見を有する者等から候補者を選定し、行政刷新会議の決定に基づき、同会議の議長である内閣総理大臣が指名することとしている。